## 有害性調査指示に関する規定

## (定義等)

## 第二条 (略)

- 2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該 当する化学物質で政令で定めるものをいう。
  - ー イ及び口に該当するものであること。
  - イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内 に蓄積されやすいものであること。
  - ロ 次のいずれかに該当するものであること。
    - (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。
    - (2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。)に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。)の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
  - 二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号イ及び口に該当するものであること。

## (第一種監視化学物質に係る有害性の調査)

第五条の四 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第一種監視化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第一種監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第一種監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第一種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。)に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省

令で定める有害性の調査(当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

- 2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、 その報告に係る第一種監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当す るかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならな い。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。